

解説



株主割当てで発行された新株予約権 の分類 (Classification of Rights Issues) – IAS第32号「金融商品： 表示」改訂

元国際会計基準審議会 (IASB) 実務研究員 公認会計士 おおき まさし 大木 正志

1 はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2009年10月に「株主割当てで発行された新株予約権の分類 (Classification of Rights Issues) – IAS第32号「金融商品：表示」改訂」を公表した。

筆者は、最近までIASBの研究員 (テクニカルスタッフ) として、解釈プロジェクト及び基準改訂プロジェクトに従事していた。文中の意見にわたる部分は筆者の見解であることをあらかじめお断りしておく。

2 背景

今回の改訂は、IFRICの2005年における議論から端を発し、昨今の世界的な金融危機により再度、IFRICで問題となったものである。

2005年当時のIFRICの結論は、外国通貨建転換社債につき、コール・オプションの保有者が外貨建ての固定金額を対価として固定数量の株式

を引き受けることができる権利を有している場合、オプション発行体は、当該オプションをデリバティブ負債として会計処理するべきとするものであった。デリバティブ負債は、発行後の公正価値変動を損益として処理することとなる。

昨今の金融危機により、株主割当てにより新株予約権を発行して資本を増強させる企業が急増した。特に、金銭による分配をする財務的余力に乏しい金融機関が金銭による分配 (配当) に替えて、金銭的手段によらずにRights (新株予約権、オプション又はワラントなどを総称) を発行することがヨーロッパの大手金融機関の間で広まっていた。ところが、外国株主の中には、外貨規制により外貨建新株予約権を受け取ることができない株主も存在することから、かかる外国株主に対しては、株主の国の現地通貨建ての新株予約権を発行せざるを得なかった。IFRICの2005年の決定が、外貨で行使価格が固定している新株予約権発行にも適

用されるかどうか問題となった。焦点は、外貨建転換社債のようにデリバティブ負債を認識し、事後の公正価値変動を損益処理するのか、それとも、資本取引として処理するのか (事後の公正価値変動につき損益影響はない) である。

典型的な新株予約権発行では、企業は既存の株主に新株予約権をプロラタで発行することにより、株主は固定数量の追加株式を固定金額で購入することができる。予約権により、株主は固定数量の株式を固定金額の現金で購入することができるので (これを通称Fixed-for-Fixedという)、予約権発行体は、予約権を (負債ではなく) 持分商品 (つまり株式) として分類し、再測定しない。ところが、複数の異なる証券市場に株式を上場しているような発行体は、今回のケースのように、機能通貨以外の通貨で予約権を発行することが必要になる場合がある。このような場合、発行体の機能通貨ベースでは、株式発行の対価として受領する現金の金

額は、固定していないこととなる。IFRICの2005年の決定にならば、このような外貨建新株式予約権はデリバティブ負債として分類され、予約権が行使若しくは失効するまでの期間は再測定され、再測定により生じた差額は、損益として認識されることになってしまう。

IFRICは、2009年7月の会議において、かかる結論によれば、株式価格の変動と外国為替レートの変動により、損益額が左右されることとなることに注目した。さらに、IFRICの見解によれば、今回検討している外貨建新株式予約権は、2005年に検討した外貨建転換社債とは下記の点で異なるとした。

- ・ 新株式予約権は既存の株主にプロラタで配分されなければならないが、転換社債はいかなる投資家にも発行され得る別個の独立した商品である。
- ・ 新株式予約権は全株主を公平に取り扱うために、さまざまな通貨で値付けされる。取引市場を問わない。言い替えれば、株主は、株式が取引される通貨建ての行使価格で予約権を受け取る。転換社債は、企業が設定したあらゆる通貨で発行できる。

これらの理由により、IFRICは、このような特徴を持つ新株式予約権は持分商品（資本）として分類されるべきと結論した。しかしながら、IFRICは、2005年の結論に従って、IAS第32号は、新株式予約権を持分商品として分類することを認めないことになり得ることも認識した。ボードは、資本負債分類に関するプロジェクトを進行中であり、やがて本論点は解消されることとなる。しかしながら、現在の経済環境下で、多くの

企業が新株式予約権の発行により資本を調達していることにかんがみて、IFRICは、このリクエストは急を要し、かつ、広範であり、そして、実務的であることを認識した。

したがって、IFRICはボードに対して、IAS第32号を改訂するようリコメンドすることを決定した。その改訂とは、プロラタで既存株主に発行される新株式予約権につき、行使価格がいかなる通貨であれ固定していれば、持分商品として分類することを認めることである。

ボードは、2009年7月の会議でIAS第32号の改訂提案を決定した。同年8月に公開草案を発行、30日のコメント期間を設定してコメントを募集することになった。ボードは、同年9月の会議においてコメント分析を実施し、改訂を決定した。同年10月に最終改訂が公表された。

3 改訂内容

金融負債の定義（IAS第32号第11項(b)(ii)及び第16項）に、下記文言が追加された。

「企業が、同種の株式（デリバティブ持分金融商品を除く）を保有する既存の株主全員に対して、あらかじめ定められた固定数量の自社の持分金融商品を取得する権利を、あらかじめ定められた固定価格（いずれの通貨建てであるかを問わない）で取得する権利（新株式予約権、オプション又はワラント）を比例的に発行する場合は、当該権利は持分金融商品である。」

今回の改訂は、自社の株式を購入する権利を保有者に付与するその他の金融商品（例えば、転換社債の転換権）には適用されないことが、結

論の背景（BC4K）で明らかにされている。今回の改訂内容は、非常に限定的であることが意図されている。

本改訂は、2010年2月1日以降開始する会計年度より適用される。早期適用が認められている。

4 改訂の理由

ボードは、新株式予約権をデリバティブ負債として分類することは、取引の本質と一致しないとするIFRICの見解を支持した。新株式予約権は、その保有割合に応じて既存の株主に対してだけ発行されるのであり、その取引の本質は、株式による配当と類似しているとした。

ボードは、新株式予約権の特徴に着目した。今回の改訂で対象となっている新株式予約権は、既存のすべての株主に対して比例的に割当てがされる場合に限定される。ボードは、かかる新株式予約権の発行は、株主としての資格において行動する株主との取引（transaction with an entity's owners in their capacity as owners）であると結論した。したがって、IAS第1号の規定により、株主としての資格において行動する株主との取引は資本変動計算書で認識するのであり、包括利益計算書で認識しないとしている。このようにボードは、新株式予約権を持分金融商品と結論したことから、金融負債の定義から新株式予約権を除外した。

この論理において、既存の株主全員に対して「比例的（プロラタ）」に分配することは、必須の要件となっている。なお、プロラタ以外の新株式予約権の割当ては、実質的に株主間及び企業株主間の交換取引として考えられることから、本改訂の適用範

困外であることを明確化している。同様の考え方が、IFRIC第17号「株主に対する非現金資産の分配」でも採用されている。

5 考察

筆者による考察を若干述べることにしたい。

資本負債の区分とFixed-for-Fixed原則

資本と負債の区分は、すべての企業にとって、財務構成（資本比率）に影響を与えることから、重要性を持っている。しかも、資本と負債の区分は、今回の議論を見ても分かるように、表示上の問題に止まらない。金融商品が負債に計上されるということは、IAS第39号金融商品－認識測定により、金融商品にかかる諸リスクの価値変動を事後に再測定することが求められ、その変動を損益計上することが求められることになる。つまり、発行体は、金融商品を資本区分することにより、財務上の損益影響のボラティリティをなくすことができる。このように、資本分類には2つのメリットがある。

また、資本と負債の区分は、金融機関にとっては会計の問題というよりは最重要の経営問題であり、金融監督当局にとっての最重要監督事項でもある。

資本と負債の区分の問題の中でも、今回問題となっている、いわゆるFixed-for-Fixedの原則については、多様な解釈のばらつきが存在する領域といわれている。ボードの議論にまだ上がっていない論点は、実務の世界では、数十にも上るといふ。現行のIAS第32号は、解決されていない解釈問題を含む、難解な基準の1つとなっている。一方、米国では、

過去の長い歴史において、投資銀行とFASBの間の「いたちごっこ」、つまり、FASBによるルール設定とそのルールを回避しようとする投資銀行の商品開発の連続、が繰り返されてきたという。米国基準でのこの分野に関するルールは詳細であり、多数の例外処理が存在することとなっているといわれている（なお、米国出身のボードメンバー、ジョン・スミス氏は、その反対意見の中で、今回のIAS32号改訂は、適用対象を絞り切れていないことから、今後、想定外のストラクチャリング機会を提供することになり得ることを懸念している）。これらの歴史的な経緯を背景に、現在、IASBとFASBのMoUプロジェクトの一環として、抜本的な「資本と負債の区別」に関する新基準策定プロジェクトが進行している。

両ボードにより進行しているプロジェクトでは、基本的所有アプローチと呼ばれるアプローチを採択している。資本を最も限定的にとらえるアプローチであり、現行のIAS第32号よりも限定的である。基本的所有商品が資本として区分される。基本的所有商品とは、当該金融商品を判定する日に発行者が清算されると仮定した場合、最劣後であり、かつ、後優先順位の請求権が支払われた後に残る残余資産に対する比例的請求権を持つものとされる。このプロジェクトに関しては、公開草案が2010年第2四半期に公表され、2011年6月までに最終基準が公表される予定となっている。

したがって、将来的には、今回の改訂対象となった新株予約権について、結論が変更される可能性があることに留意することが必要である。


Fixed-for-Fixed原則と株主資格取引原則

今回のボードの判断の中で、注目される点は、金融負債の定義の中にプロラタ割当てを持ち込んだ点である。表示を取り扱うIAS第32号とIAS第1号の関連性が明確化されたことが注目される。

前述したとおりであるが、プロラタ割当てが今回の改訂でキーとなっているのは、株主としての資格において行動する株主との取引は、資本変動計算書で認識とする、IAS第1号の原則（株主資格取引原則）による。最近、IFRIC第17号や解釈指針案第25号における、資本取引をめぐる解釈でたびたび登場するキー・プリンシプルである。今後、共通支配下取引の解釈においても、IAS第1号の株主資格取引原則とIFRS第3号・IAS第27号との関連性の明確化が必要とされるであろう。

なお、米国出身のボードメンバー、ジム・ライゼンリング氏は、金融負債の定義の中にプロラタ割当ての考え方を挿入することに反対している。彼の見解によれば、固定金額で自社株式を購入する権利を付与する新株予約権は、プロラタ条件を待たずして、資本として分類されるとの見解を表している。

※本記事と「解説 IAS第24号 関連当事者についての開示 (2009年改訂)」の2つの記事を併読した場合のみCPE指定記事の単位が付与されます。

教材コード J020550
 研修コード 210302
 履修単位 1単位